

議案第 27 号

松阪市職員退職手当支給条例の一部改正について

松阪市職員退職手当支給条例（平成 17 年松阪市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

平成 27 年 2 月 16 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

松阪市職員退職手当支給条例（平成 17 年松阪市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「次条第 2 項並びに第 5 条第 1 項」を「この項、次条第 2 項並びに第 5 条第 1 項第 4 号」に改める。

第 6 条の 4 第 1 項第 1 号中「54,150 円」を「70,400 円」に改め、同項第 2 号中「50,000 円」を「65,000 円」に改め、同項第 3 号中「45,850 円」を「59,550 円」に改め、同項第 4 号中「41,700 円」を「54,150 円」に改め、同項第 5 号中「33,350 円」を「43,350 円」に改め、同項第 6 号中「25,000 円」を「32,500 円」に改め、同項第 7 号中「20,850 円」を「27,100 円」に改め、同項第 8 号中「16,700 円」を「21,700 円」に改め、同条第 4 項第 1 号を削り、同項第 2 号中「前号」を「第 1 項」に改め、同号を同項第 1 号とし、同項第 3 号を同項第 2 号とし、同項第 4 号中「第 1 号」を「第 1 項」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 5 号を同項第 4 号とする。

第 7 条第 5 項第 2 号中「第 55 条」を「第 8 条第 3 項」に改める。

第 10 条第 2 項中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（規則への委任）

2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。